

※ 下線部は改正部分

等級	改正後	改正前(現行)
1級	<p>①良い方の眼の視力が0.03以下のもの【視力】</p> <p>②良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの【視力】</p> <p>③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下、かつ、両眼中心視野角度が28度以下のもの【視野】</p> <p>④両眼開放視認点数が70点以下、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下のもの【視野】</p>	<p>①両眼の視力の和が0.04以下のもの【視力】 (新設)</p> <p>②求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、両眼の視野がそれぞれI／4の視標で中心10度以内におさまり、かつ、I／2の視標で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下(当該視野角度が大きい方の眼で判定)のもの【視野】</p> <p>③求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I／2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの【視野】 (新設)</p>
2級	<p>①良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(1級②を除く。)【視力】</p> <p>②良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの【視力】</p> <p>③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下、かつ、両眼中心視野角度が56度以下のもの【視野】</p> <p>④求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I／2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの【視野】</p> <p>⑤両眼開放視認点数が70点以下、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下のもの【視野】</p>	<p>①両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの【視力】 (新設)</p> <p>②求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、両眼の視野がそれぞれI／4の視標で中心10度以内におさまり、かつ、I／2の視標で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下(当該視野角度が大きい方の眼で判定)のもの【視野】</p> <p>③求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I／2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの【視野】 (新設)</p>
3級	<p>①良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(2級②を除く。)【視力】</p> <p>②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの【視野】</p> <p>③両眼開放視認点数が70点以下のもの【視野】</p>	<p>①両眼の視力が0.1以下に減じたもの【視力】</p> <p>②求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、両眼の視野がそれぞれI／4の視標で中心10度以内におさまり、かつ、I／2の視標で中心10度以内の8方向の残存視野の角度の合計が56度以下(当該視野角度が大きい方の眼で判定)のもの【視野】</p> <p>③求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I／2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの【視野】 (新設)</p>

- * 改正前(現行)の3級①の「両眼の視力」は「それぞれの視力を別々に測定した数値」であるため、実質的には、改正後の3級①の「良い方の眼の視力」と同義。
- * 改正後の2級の④は、現行基準の範囲を改正後もカバーできるよう存置したもの。

眼の障害 障害等級の改正案(概要)②

※ 下線部は改正部分

等級	改正後	改正前(現行)
障 害 手 当 金	<p>①良い方の眼の視力が0.2以上0.6以下のもの【視力】 ②一眼の視力が0.1以下に減じたもの【視力】</p> <p>(測定方法を見直した上で、3級に位置づけ)</p> <p>③左右眼それぞれに測定したI／4の視標による視野表を重ね合わせることで得た両眼による視野の面積が生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているもの【視野】</p> <p>④両眼中心視野角度が56度以下のもの【視野】</p> <p>⑤両眼開放視認点数が100点以下のもの【視野】</p> <p>⑥両眼中心視野視認点数が40点以下のもの【視野】</p> <p>⑦普通にまぶたを閉じた場合に角膜を完全に覆い得ない程度のもの【その他】</p> <p>⑧眼の調節機能及び輻輳機能の障害のため複視や眼精疲労による頭痛等が生じ、読書が続けられない程度のもの【その他】</p> <p>⑨「まぶたの運動障害」のうち、眼瞼痙攣で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度のもの【その他】</p> <p>⑩「眼球の運動障害」のうち、麻痺性斜視で複視が強固のため片眼に眼帯をしないと生活できないため、労働が制限される程度のもの【その他】</p> <p>⑪「瞳孔の障害」のうち、散眼している状態で瞳孔の対光反射の著しい障害により羞明(まぶしさ)を訴え、労働に支障をきたす程度のもの【その他】</p>	<p>①両眼の視力が0.6以下に減じたもの【視力】 ②一眼の視力が0.1以下に減じたもの【視力】</p> <p>③求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、両眼の視野がそれぞれ I／4の視標で中心の残存視野が10度以内におさまるもの【視野】</p> <p>④片眼ずつ I／4の視標で測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで測定した視野の面積が生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているもの【視野】</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤普通にまぶたを閉じた場合に角膜を完全に覆い得ない程度のもの【その他】</p> <p>⑥眼の調節機能及び輻輳機能の障害のため複視や眼精疲労による頭痛等が生じ、読書が続けられない程度のもの【その他】</p> <p>⑦「まぶたの運動障害」のうち、眼瞼痙攣で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度のもの【その他】</p> <p>⑧「眼球の運動障害」のうち、麻痺性斜視で複視が強固のため片眼に眼帯をしないと生活できないため、労働が制限される程度のもの【その他】</p> <p>⑨「瞳孔の障害」のうち、散眼している状態で瞳孔の対光反射の著しい障害により羞明(まぶしさ)を訴え、労働に支障をきたす程度のもの【その他】</p>

* 改正前(現行)の障害手当金①の「両眼の視力」は「それぞれの視力を別々に測定した数値」であるため、実質的には、改正後の障害手当金①の「良い方の眼の視力」と同義。

* 改正後の障害手当金③は身体障害者手帳の基準の記載ぶりに合わせて改正した記載だが、内容は、改正前(現行)の障害手当金④と同様の内容。